

「印鑑登録システムの標準仕様」 に関する第10回分科会等での 主なご意見等

令和3年6月29日

印鑑登録システム標準仕様書の全体構成（案）

第1章 本仕様書について	1.3. その他の管理項目	4 印鑑登録
1-1 背景	1.3.1. 入力場所・入力端末	4.1. 世帯内印鑑登録状況・印影表示
1-2 目的	1.3.2. 登録番号付番	4.1.1. 世帯内印影表示
1-3 対象	1.3.3. 和暦・西暦管理	4.1.2. 世帯内印影比較【論点】
1-4 本仕様書の内容	1.3.4. 公印管理	4.2. 即時登録
	1.3.5. 印鑑登録証データの管理	4.2.1. 即時登録
	1.3.6. 交付履歴の管理	4.2.2. 印鑑登録原票出力
第2章 標準化の対象範囲	2 検索・照会・操作	4.2.2.3. 印鑑登録原票確認票出力
第3章 業務フロー等	2.1. 検索	4.3. 回答登録
1 業務フロー	2.1.1. 検索機能	4.34. 保証人
2 ツリー図	2.1.2. 検索文字入力	4.34.1. 保証人確認
	2.1.3. 基本検索	4.34.2. 交付確認
	2.2. 照会	4.45. 印鑑照会及び回答
第4章 機能要件	2.2.1. 登録内容照会	4.45.1. 仮登録（照会中回答待ち）
1 管理項目	2.2.2. 異動履歴照会	4.45.2. 印鑑の登録に関する照会書発行
1.1. 登録データ	2.2.3. 交付履歴照会	4.45.3. 照会状況管理
1.1.1. 日本人住民データの管理	2.2.4. 操作者照会	4.45.4. 照会の取消し
1.1.2. 外国人住民データの管理	2.3. 操作	4.45.5. 照会回答期限切れの印鑑登録の抹消期限切れの照会
1.1.3. 除票	2.3.1. キーボードのみの画面操作	4.45.6. 回答登録
1.1.4. 空欄	3 抑止設定	4.45.7. 照会中の印鑑の変更
1.1.5. 年月日の管理	3.1. 異動・交付・照会抑止【論点】	4.56. 印影登録
1.1.6. 年月日の表示		4.56.1. 印影読込【論点】
1.1.7. メモ機能		4.56.2. 印影登録
1.1.8. 郵便番号		4.67. 印鑑登録原票の改製
1.1.9. 郵便物送付コード		4.78. 印鑑登録原票の除票
1.2. 異動履歴データ		
1.2.1. 異動履歴の管理		
1.2.2. 異動事由		

印鑑登録システム標準仕様書の全体構成（案）

5 印鑑登録の廃止

- 5.1. 窓口又は郵送等による廃止の申請
- 5.1.1. 廃止の申請
- 5.1.2. 印鑑登録原票（除票）確認票出力
- 5.2. 電子申請

6 職権処理

- 6.1. 異動の取消し
- 6.2. 職権抹消
- 6.2.1. 職権抹消
- 6.2.2. 印鑑登録証の亡失
- 6.2.3. 住民記録連動抹消
- 6.2.4. 抹消通知
- 6.3. 職権修正
- 6.3.1. 職権修正
- ~~6.3.2. 印影再登録~~
- 6.3.23. 誤記修正

78

印鑑登録証

- 78.1. ~~印鑑登録証~~
- 78.1.1. 印鑑登録証【論点】
- 78.1.2. 印鑑登録者識別カード
- 78.2. 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの再交付
- 78.3. ~~磁気又は集積回路を付した個人番号カード以外の印鑑登録者識別カードの利用~~
- 78.3.21. 必要事項登録
- 78.3.32. 必要事項削除
- 78.3.43. 登録者暗証番号設定
- 78.3.54. 登録者暗証番号廃止

78.4. ~~個人番号（利用者証明用電子証明書を利用）カードの利用~~

- 7.4.1. 個人番号カード（利用者証明用電子証明書を利用）
- ~~8.4.1. 必要事項登録~~
- ~~8.4.2. 必要事項削除~~
- ~~8.4.3. 暗証番号設定~~
- ~~8.4.4. 暗証番号廃止~~
- ~~8.4.5. 印鑑登録抹消の事前通知【論点】~~
- 78.4.26. 印鑑登録の抹消
- ~~8.4.7. 印鑑登録証情報の継続利用~~
- 7.5. 個人番号カード（条例等利用領域の利用）の利用
- 78.54.1. 必要事項登録
- 78.54.2. 必要事項削除
- 78.54.3. 暗証番号設定
- 78.54.4. 暗証番号廃止
- 78.54.5. 印鑑登録の抹消の事前通知【論点】

87

印鑑登録証明書

- 87.1. 印鑑登録証明書交付
- 87.1.1. 印鑑登録証明書交付【論点】
- 87.1.2. 交付番号
- 87.1.3. 公印・職名の印字
- 87.1.4. 文字溢れ・外字
- 87.1.5. 印鑑登録者識別カードを利用した出力暗証番号確認
- 8.1.6. 個人番号カード（利用者証明用電子証明書の利用）を利用した出力
- 8.1.7. 個人番号カード（条例等利用領域の利用）を利用した出力
- 87.1.86. 個人番号カードによる証明書等の交付電子申請
- 87.2. 印鑑登録証明書交付一時停止
- 87.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止
- 87.2.2. 印鑑登録証明書交付一時停止解除

印鑑登録システム標準仕様書の全体構成（案）

9	バッチ	第5章 様式・帳票要件
10	EUC	20.1 様式・帳票全般
11	エラー・アラート項目	20.1.1 出力様式・帳票
11.1.	エラー表示	20.1.2 各項目の記載
11.2.	アラート表示	20.1.3 帳票発行履歴
12	実行制御	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票
12.1.	審査・決裁	20.2.1 印鑑登録証明書
12.2.	印刷	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書
13	システム管理	20.2.3 印鑑登録確認通知書
13.1.	権限管理	20.2.4 印鑑登録抹消通知書
13.1.1.	操作権限管理	20.2.4 印鑑登録抹消通知書（個人番号カード廃止用）
13.1.2.	操作権限設定	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票
13.2.	アクセスログ管理	20.3.1 印鑑登録原票及び除票
13.3.	データ整備	20.3.1 2 印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票
13.3.1.	整合性チェック	20.3.2 3 世帯内印影票
13.3.2.	除票の経年抹消	20.3.4 保証人確認票
13.3.3.	印鑑登録証明書交付履歴タリマ	第6章 データ要件
13.3.3 4 .	データ移行処理	30.1 データ構造
13.3.4 5 .	バックアップ	30.2 文字
13.4.	業務報告	第7章 非機能要件
13.4.1.	日報出力	第8章 用語
13.4.2.	月報出力	
13.4.3.	年報出力	
		参考
		業務概要（全体図）
		システム構成図

印鑑登録システムの標準仕様に関する主なご意見（その1）

	ご意見	対応方針
1.1.1 日本人住民データの管理	・「印影の氏名区分」について、現行のシステムに項目はあるが使用していない。移行データ作成が煩雑になるのではないか。	・氏名区分については、「実装してもしなくても良い機能」に変更する。
	・「本人確認方法」については、登録の方法（即時、保証人、照会書）ぐらいの記載でよいのではないか。	・住記システムの仕様書では、本人確認の方法については記載されていないことから、「実装すべき機能」から削除する。
	・「成年被後見人の有無」について、システムによってはメモで対応をしているのではないか。	・「成年後見人の有無」の確認については、アラート機能として「実装すべき機能」とする。
	・住民票の状態確認について、「不在住実態調査中」などメモで対応をしているのではないか。	・住記システムの仕様書では、住民票の状態については記載されていないことから、「実装すべき機能」から削除する。
	・「印鑑登録原票の除票の保存期限」について、システムによってバラバラであることから、他のデータ項目を備えた方がよいのではないか。	・「印鑑登録原票の除票保存期限」項目は削除し、「除票となった年月日」に変更する。
1.1.6 年月日の表示	・「外国人住民の生年月日であっても、申出を受けて、和暦で記載・表示できること」について、外国人住民の住民票の生年月日は在留カードに記載されているとおりとすべきであることを踏まえると、和暦で記載・表示できる機能は不要ではないか。	・「外国人住民の生年月日であっても、申出を受けて、和暦で記載・表示できること」については、住民記録システムの仕様書と合わせるべきであることから、「実装すべき機能」から削除する。

印鑑登録システムの標準仕様に関する主なご意見（その2）

	ご意見	対応方針
1.2.1 異動履歴の管理	<ul style="list-style-type: none"> 「印鑑登録証の再交付申請年月日」、「印鑑登録証の再交付年月日」について、「再交付」の定義をどう考えるか。亡失した場合も「再交付」の対象となるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録事務処理要領に基づき、印鑑登録証の再交付を行う場合は、「印鑑登録証が著しく汚損又は毀損したとき」に限ることとする。なお、「亡失した場合」は、悪用防止のため印鑑登録番号を変更する必要があることから、再交付の対象とはしない。
1.2.2 異動事由	<ul style="list-style-type: none"> 発行制限処理、発行制限解除処理、回復処理の機能を【実装すべき】ではないか。発行制限処理及び解除処理は、一時的に紛失した住民を念頭に、回復処理は、転出予定者が転出取消した場合を念頭に当該印鑑証明を回復させるため。 「抹消の取消し」については、どのような状況を想定しているのか。 「抹消の事由」のうち、「転出」から「国籍喪失による経過滞在者でなくなったこと」までについては、まとめて「住民票消除」としてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 発行制限処理・発行制限解除処理については、8.2.1「印鑑登録証明書交付一時停止」及び8.2.2「印鑑登録証明書交付一時停止解除」において機能として対応可能であると考える。また、その際は、印鑑登録に「異動」が生じたものではないことから、「異動事由」とはしない。また、回復処理については、「異動の取消し」に該当するものとする。 誤記により抹消した場合において、印鑑登録の機能を回復する場面を想定している。 住民票が消除された場合の抹消の事由については、一括して「住民票消除」とする。
1.3.2 印鑑登録番号付番	<ul style="list-style-type: none"> 「印鑑登録証の再利用を考慮し、抹消された登録番号について再度登録できること。」は、誤記入力により印鑑登録が廃止になった場合において印鑑登録を回復する場面以外に、どのようなケースが想定されるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の場面は想定されず、また、二重登録を防ぐ観点から、「印鑑登録証の再利用を考慮し、抹消された登録番号について再度登録できること。」の表記は削除することとする。

印鑑登録システムの標準仕様に関する主なご意見（その3）

	ご意見	対応方針
1.3.6 交付履歴の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・住記と印鑑で交付履歴として管理すべき項目が異なるように、住記に合わせた方がよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付履歴の管理項目については、住民記録システムに準ずることとする。
2.1.3 基本検索	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録システムはサブシステムではあるが、住民記録システムと足並みをそろえる必要がある。標準化が検討されている17業務のシステムにおいて、検索などの基本的な機能においては要件を合わせるべきと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検索の機能要件については、住民記録システムに準ずることとする。
3.1 異動・交付・照会抑止 【第10回分科会論点】	<ul style="list-style-type: none"> ・交付抑制は厳しい設定で統一するとよい。設定・解除を印鑑登録システムで管理するか、住記システムから引き継ぐか、フローを明確にすべき。 ・抑止措置の範囲はパラメータ制御とすべき。 ・住記システムにて抑止をかければ、他のシステムでも同様にかかるようにすべき。印鑑登録システムだけで抑止をかけるものではなく、住民記録システムから連携される形が原則。抑止設定は集中管理が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録システムは住民記録システムと一体的に運用されているとの前提で、今回の標準化が図られたことから、DV等支援措置に関する抑止については住民記録システムにおける集中管理連携されるものとする。一時解除についても住民記録システムから連動させることとする。
4.1.2 世帯内印影比較 【第10回分科会論点】	<ul style="list-style-type: none"> ・印影比較は、登録前にできるようにすべきであることから、「印影を登録する前の段階で、読み込んだ印影と世帯内印影の比較が可能なこと。」を「実装すべき機能」とすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「本登録前の段階で読み込んだ印影と、世帯内印影の比較が可能なこと。」に修正する。 ・なお、「比較機能により合致割合算出ができること」については、算出をした結果、合理的な合致割合を一意に決めることは技術的に難しいことを踏まえ、【実装してもしなくても良い機能】から削除する。

印鑑登録システムの標準仕様に関する主なご意見（その4）

	ご意見	対応方針
4.2.1 即時登録	<p>・「外国人住民については、簡体字又は繁体字による印影の印鑑も、・・・登録できること」とは、具体的にどのような機能を想定しているのか。</p> <p>・印鑑登録証明書交付後、その日のうちに改印申請及び改印後の証明書の請求があった場合、改印前の印鑑登録証明書を回収しないと改印後の証明書は交付できない(同日に別の情報の印鑑登録証明書を交付することになるため)。この事務の取扱いを担保するためには、「本日証明書の交付がありました。」というアラートが表示されることが必要と考えるがどうか。</p>	<p>・簡体字繁体字について、住民票に使用している文字との紐づけをシステムにおいて自動判別させ、判定を行うことを想定している。</p> <p>・改印の印鑑登録時に「本日、旧印鑑での印鑑登録証明書の発行履歴があったため、当該証明書を回収しない場合、印鑑証明書の交付は不可」とのアラートを発出する機能を【実装すべき機能】に追加する。</p>
4.3.2 交付確認	<p>・保証人を付しての登録申請の際に、登録後に登録申請者本人宛に通知する印鑑登録確認通知書については、再発行に対応できるようにすべきではないか。</p>	<p>・「必要に応じて再発行できる」機能を追加する</p>
4.4.1 仮登録（照会中）	<p>・仮登録の機能は、実装してもしなくてもよい機能で良いのではないか。</p>	<p>・住基システムとの並びの観点、照会登録を通じて印鑑の照合確認を確実に行えるようにする観点から、「仮登録」は【実装すべき機能】とする。</p>
4.4.2 印鑑の登録に関する照会書発行	<p>・照会書への回答期限は各条例によって異なっていることから、そのことを踏まえた対応とすべき。また、回答期限が閉庁日の場合は、翌営業日としてはどうか。</p>	<p>・回答期限は、自治体ごとに設定された日数とするとともに、回答期限が閉庁日の場合は、翌開庁日とする。</p>
4.4.7 照会中の印鑑の変更	<p>・回答登録方式において照会中の印鑑を変更する場合には、再入力を行うことで良いのではないか。</p>	<p>職員の再入力の手間等に鑑み、仮登録（照会中）から移行する機能として実装する。</p>

印鑑登録システムの標準仕様に関する主なご意見（その5）

	ご意見	対応方針
4.5.1 印影読込 【第10回分科会論点】	<ul style="list-style-type: none"> ・印影の解像度については「XXdpi以上」といったように「以上」と指定するのではなく、大きさを含め同条件で登録する仕組みとすべき。 ・データ形式の変換は、画像の改ざんとの指摘を受ける可能性もあり整理が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住記システムの仕様書において、転出証明書のQRコードの解像度600dpiとしていることも参考に、「600dpi」と定義する。 ・印影に変更を加えないまま、データ形式変更することを想定しており、改ざんに当たるとは考えていない。また、可視台帳（印影を紙に押下した紙原本）が別途保管されていることを前提に、再度印影を「600dpi」として取り込むことも選択肢としては考えられる。
5.1.1 廃止の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑の登録を抹消する際には、抹消事由のみならず、抹消日も入力できるようにすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「抹消年月日、抹消事由を入力できること。」を【実装すべき機能】とする。
6.2.1 職権抹消	<ul style="list-style-type: none"> ・「転出したこと、死亡したこと、・・・特別永住者でなくなった場合（日本の国籍を取得した場合を除く。）」について、抹消事由を細分化する必要がないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・6.2.1職権抹消は、印鑑登録事務を通じて消除すべき事由が生じた場合について規定することとし、6.2.3において、住民票の消除などの住記連動による抹消事由に関する機能を規定することとする。
6.2.3 住民記録連動抹消	<ul style="list-style-type: none"> ・登録印影が名のみである場合において、氏のみ変わるときには、印鑑登録を抹消をしない自治体もあると考えられるため、住記連動の方式は検討が必要。 ・氏名変更の場合は、注意喚起のリストを出力し、印鑑登録システムへ直接連携させず、リストをもとに印影を見て人の目で確認をし、抹消することとしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑の登録を受けている者の住民票が消除された場合、住民記録システムと連動し、自動的に当該者の印鑑の登録を抹消できるとし、氏名変更、旧氏の変更、通称の記載、通称の削除及び成年被後見人に該当した場合についてはアラートでその旨を表示し、個別に確認のうえ処理することができることとする。

印鑑登録システムの標準仕様に関する主なご意見（その6）

	ご意見	対応方針
<p>7.1.1. 印鑑登録証 【第10回分科会論点】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証をマイナンバーカードで代用するか、併用するか議論があると考え。マイナンバーカードを先行して利用している例として、図書館カードをマイナンバーカードとしているケースがある。3つの異なる方式が存在している。①マイナンバーカードの中にカードを識別するアプリを空き領域にインストールして使用する方式。②マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のシリアル番号を識別子として使用する場合。③②から払い出したマイキーIDを使う方式。今回の仕様の想定としては、何を想定しているか。 ・印鑑登録証をすべてマイナンバーカードに切り替えるのか、現時点で印鑑登録証として使用しているものと併存させるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・②とする。 ・マイナンバーカードに統一はせず、印鑑登録証と併存させる。 ・住基カードは、数年以内に有効期限が切れることに鑑み、仕様書には記載しないこととする。

印鑑登録システムの標準仕様に関する主なご意見（その7）

	ご意見	対応方針
<p>8.1.1 印鑑登録証明書交付 【第10回分科会論点】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 性別表記はパラメータ設定できる仕様となっており、指定方法は2段階。1段階目は性別欄の「枠の有無」を自治体ごとに選択。その上で、性別欄ありを選んだ自治体は、2段階目の指定方法として、希望しない住民に対して「省略」と印字(空欄の場合、印字漏れの疑義が生じる可能性がある。) 。証明書の利用先に性について違和感を与えるなどのリスクが介在するが、苦肉の策として「省略」と印字している。パラメータ制御について、1段階目である自治体ごとの選択までの機能なのか、2段階目である個人ごとに可変とする機能も設けるのかについて検討が必要。また、2段階目の機能を設ける場合、印字文字そのものまで議論すべき。 「印鑑登録証明書における性別表記は無し」に統一することも一案。事務処理要領では男女の別を記載するとされているが、その後の通知では男女の別を記載しない取扱いは差し支えないとされている。 「性別については、自治体ごとに出力有無についてパラメータ設定ができること。」とあるが、これは自治体住民全員に対して「性別表記する」又は「性別表記しない」のいずれか一方を選択するという機能を想定しているのか、それとも性別表記を望まない個人に対してのみ「性別表記しない」という機能を想定しているのか。印鑑登録証明書中「性別欄」を残したまま、「男女」以外の文字を印字しようとする場合は、当該印字文字自体を定義する必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「性別の記載については、自治体ごとに選択できること。性別を記載しない場合には、証明書においても性別欄をなくすこと」を「実装すべき機能」と整理する。 その上で、「性別を記載する自治体において、申請者の申し出により、性別を記載しないこととすること。記載しない場合には、証明証の性別欄にはアスタリスクを記載すること」を「実装してもしなくても良い機能」とする。

印鑑登録システムの標準仕様に関する主なご意見（その8）

	ご意見	対応方針
8.1.7.個人番号カードによる証明書等の交付【第10回分科会論点】(旧7.1.6 電子申請)	<ul style="list-style-type: none"> ・「電子申請」で想定している場면을教えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証明書を郵送で交付する場면을想定している。 ・住記システムの標準仕様書に合わせて、コンビニ交付及びコンビニ交付以外のオンラインによる証明書等の申請に対応するため、公的個人認証サービスを用いた電子申請に対応できる機能を有することとする。
10 EUC	<p>EUCで以下の機能を実装してもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行制限一覧表（抽出時点で発行制限がかけられている人の一覧） 運用としては発行制限がかかりっぱなしになっている人がいないかを定期的に確認するために使用している。また、発行制限者がどのくらいいるのか調べるために使用している。 ・印鑑登録廃止一覧表（抹消処理をした人の一覧。抽出する日付を指定できる） 印鑑登録除票は抹消されてから3年保存とされており、印鑑登録申請書兼印鑑登録票は紙媒体でキャビネットに保管している。抹消された印鑑登録除票を破棄するには、キャビネットから印鑑登録申請書兼印鑑登録票を引き抜く必要がある。印鑑登録除票を引き抜くために、印鑑登録廃止一覧表を使い日付ごとに対象者を抽出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「8.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止」項目において、「一時停止対象者を一覧で確認できること、又は一時停止対象者を抽出したファイルを作成できること」を実装してもしなくてもよい機能として設定する。 ・「13.3.2. 除票の経年抹消」において、「抹消されてから5年以内で自治体が指定した年数が経過した除票を抽出できること。抽出した情報を元に、除票経年抹消対象リストを出力できること。」を実装すべき機能としているため、代替可能と考える。

印鑑登録システムの標準仕様に関する主なご意見（その9）

	ご意見	対応方針
12.1 審査・決裁	<ul style="list-style-type: none"> ・「（仮登録前のデータに基づく証明書を交付するようになる）」とあるが、印鑑登録を抹消してから仮登録という流れのため、仮登録中に前の印鑑証明書を交付できる状態は問題である。 ・「決裁により本登録とする」とあるが、自治体規模・運用により決裁機能は不要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・古い情報に基づく印鑑登録証明書の発行を避けるため、「（仮登録前のデータに基づく証明書を交付するようになる。）」については削除する。 ・責任者の決裁がないまま登録することは自治体による公証制度である上想定されないことから、決裁機能は実装すべき機能とする。
印鑑登録原票の管理・作成	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録原票(電子計算組織に記録されたものを含む。)を備え、次の各号に掲げる事項を登録する。紙を原票とした場合、印影差し替え、カード紛失に拠る(廃止・登録)等、手続きの度に、紙原票の差し替えを行っている。印鑑という性質上、原票管理を電子で管理することに法的に問題がないのであれば、通知等で見解を示すことはできないものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「印鑑登録原票」は印影以外のデータと印影の紙両方のことを指していたが、印影および印影以外の情報をシステム上に登録した内容を「印鑑登録原票」と指すこととする。ただし、印影については電子データ保存の場合、縮尺などが変更されてしまう可能性があることから、可視台帳（印影を紙に押下した紙原本）は別途保管することとする。（そのため、印影差し替えの場合は紙原票（可視台帳）の差し替えが必要となる。）
印鑑登録の意義	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の法制度において印鑑登録は、重要な契約及び商取引における本人確認の手段として活用されるとともに、社会全体の法的安定性を維持する機能を今なお有しており、現時点において即座にその機能を代替しうるものは存在しない。印鑑登録の重要性について明記しておくべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1章において、印鑑登録の意義について記載する。

印鑑登録システムの標準仕様に関する主なご意見（その10）

	ご意見	対応方針
印鑑登録抹消の事前 通知 【第10回分科会論点】 (旧 8.4.5)	(意見なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードに関する有効期間満了に伴う、個人番号カードが印鑑登録者識別カードとして印鑑登録証明書の交付に使えなくなることの事前通知については、個人番号カードの有効期間満了3か月前にJ-LISが「有効期限通知書」を送付しているため、その機能を果たしうると考えられることから、印鑑登録システムの仕様書には記載しない。 ・また、利用者証明用電子証明書の有効期間のみが満了しても、個人番号カード本体が失効していなければ、当該有効期間を更新することで、再度印鑑登録者識別カードとして印鑑登録証明書の交付申請に利用することは可能とする。